

〔三代實錄三十五〕元慶三年三月廿三日癸丑、淳和太皇太后崩、有遺令、不任緣御葬之諸司、天皇輟朝五日、太后諱正子、嗟峨、太上天皇之長女、與仁、明天皇同產也、母太皇太后橘氏、后美姿顏、貞婉有禮度、存母儀之德、中表則之、太上天皇、太皇太后甚鍾愛之、淳和天皇備禮、娉之納於掖庭、寵敬兼人、天長四年二月爲皇太后、八年亢旱爲災、帝深憂之、走幣群神、祈請百端、后勸帝錄囚徒、廢作役、未及終朝、澍雨晦合、帝逾加愛焉。

〔三代實錄四十九〕

仁和二年十月廿九日甲戌、正二位藤朝臣多美子薨、○中性安祥、容色妍華、以婦德

見稱、○中七年○元至正二位、德行甚高、爲中表所依懷焉、天皇重之增寵、異於他姬、天皇入道之日、出

家爲尼、潔齋勤修、晏駕之後、收拾生前賜御筆手書作紙、以書寫法華經、設大齋會、恭敬供養、奉酬太上天皇不次恩德也、即日受大乘戒、聞而聽者莫不感歎、熱發奄薨。

〔古事談二〕御堂○藤原令煩邪氣給之時、小野宮右府○藤原爲奉防令參給、邪氣聞前聲、託人云、賢

人之前聲、コソ聞ユレ、此人ニハ居アハジト思物ヲトテ、示退散之由云々、心地即平愈、

〔臥雲日件錄〕文安四年正月八日、凡當院○相主年始々出時、力者八人而輿、雖大路廣衢、而亦后四力

各成列而行之、則殆乎塞路半邊、行路之間、老者弱者、荷者行步遲疑、則諸力肘而脅之、嚇而畏之、予○臥

雲住等持相國之時、深誠之、又未嘗輿過六力也、

〔窻の須佐美〕島津修理大夫義久朝臣、老後龍伯三位法印といふ、弟の兵庫頭義弘薩摩宰相惟新入道、ある時ま

をされけるは、近年兵亂、まづまり事なく候故、いつとなく若ものども、ゆるむ心出來て、作法に背

く事どもの候、嚴に正し候は、よく候半とありしに、龍伯の云く、尤の事なり、我もさ思へり、但目

付のなきを如何せん、誰かしからんと有し、義弘思ひより候はず、只君の御目き、然るべしと答

へられし時、さる事なり、向後われ目付とならんと思へり、御身は副役と心得られよ、但其心得如

何にも思はる、ぞ家中のものに、恐れられんと思ひては、却て害の出來ぬるもの也、主より禮義